

原議保存期間	10年(令和19年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
 警視庁交通部長
 各道府県警察本部長
 各方面本部長
 (参考送付先)
 警察大学校交通教養部長
 科学警察研究所交通科学部長

警察庁丁運発第167号
 令和8年7月24日
 警察庁交通局運転免許課長

運転免許に関する手続における旧姓記載等の留意事項について（通達）
 運転免許証への旧姓記載等及び免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）への旧姓登録等については、「運転免許証への旧姓記載等の運用について（通達）」（令和7年3月21日付け警察庁丁運発第144号。以下「旧通達」という。）に基づき運用されているところであるが、この度「交通局所管の手続における旧姓使用について（通達）」（令和8年7月24日付け警察庁丁交企発第170号、丁交指発第127号、丁規発第125号、丁運発第165号）が示されたところであり、その他運転免許に関する手続における旧姓記載等の運用上の留意事項についても、改めて示すこととし、下記のとおり、所要の改正を行うこととしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。
 なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

第1 運転免許証への旧姓記載等及びマイナ免許証への旧姓登録等の運用

1 制度概要

運転免許（以下「免許」という。）を受けている者又は免許を受けようとする者の申出により、運転免許証（以下「免許証」という。）への旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の14第3項の規定により、住民票に記載された旧氏をいう。以下同じ。）の記載若しくは免許証に記載された旧姓の変更若しくは削除又はマイナ免許証への旧姓の登録若しくはマイナ免許証に記録された旧姓の変更若しくは削除（以下第1において「旧姓記載等又は旧姓登録等」という。）を行うものとする。

2 免許証への旧姓記載等の方法

(1) 旧姓の記載方法

ア 免許証の交付、再交付又は更新を伴う場合

免許証の交付、再交付又は更新（特例更新を含む。以下同じ。）（以下「交付等」という。）を受けようとする者が、併せて当該免許証への旧姓の記載を希望する場合には、当該者による申出を受け、別添1のとおり、免許証表面の氏名欄に旧姓を使用した氏名を併記するとともに、裏面備考欄に「氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名〇〇公委」と記載することとする。

イ 免許証の交付等を伴わない場合

上記ア以外の場合については、免許証裏面の備考欄に「令和●年●月●日 旧姓を使用した氏名：東京花子〇〇公委」と記載した上で、当該記載内容を運転者

管理システムにおいて記録することとする。

(2) 旧姓の変更方法

ア 免許証の交付等を伴う場合

免許証の交付等を受けようとする者が、併せて免許証表面の氏名欄に記載された旧姓の記載の変更を希望する場合には、当該者による申出を受け、免許証表面の氏名欄に記載された旧姓の記載を変更するとともに、裏面備考欄に「氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名〇〇公委」と記載することとする。

イ 免許証の交付等を伴わない場合

上記ア以外の場合については、免許証裏面の備考欄に「令和●年●月●日 変更後の旧姓を使用した氏名：東京花子〇〇公委」と追記した上で、当該記載内容を運転者管理システムにおいて記録することとする。

(3) 旧姓の削除方法

免許証に旧姓の記載を受けた者が当該免許証から旧姓の削除を希望する場合には、免許証の更新時等にその旨を申し出ることにより、旧姓が削除された免許証の交付を受けることができることとする。

なお、免許証の更新を待たずして当該免許証から旧姓の削除を希望する者にあつては、免許証の再交付の手續により、旧姓が記載されていない免許証の再交付を受けることができることとする。

3 マイナ免許証における旧姓登録等について

(1) マイナ免許証における旧姓の留意点について

旧姓の登録、変更又は削除の手續を行った場合、運転者管理システムに反映され、旧姓の登録又は変更を行った者はマイナポータル上で旧姓を確認することができる。しかし、マイナ免許証は特定免許情報に氏名が記録されないことから、券面及び特定免許情報記録には変更が生じないことに留意が必要である。

(2) 住所変更ワンストップサービス等による旧姓の登録、変更又は削除

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第21条の14第1項に定める措置を行えば、市区町村において、旧姓の登録、変更又は削除の届出を行う都度、自動的に運転者管理システム上の旧姓の情報が変更され、当該利用する者による操作は不要となる。

4 申請書

旧姓記載等又は旧姓登録等の申出に当たっては、既存の申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）を適宜活用することとされたい。

5 旧姓確認のための提示書類

旧姓記載等又は旧姓登録等（削除を除く。）を希望する者による申出があった場合、免許証の記載事項の変更の届出の手續を規定した道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第20条第2項第1号に準じる形で、申請書等の提出時に旧姓が記載された住民票の写し（旧氏欄に旧姓が記載されたものに限る。第2の5及び第3の6において同じ。）又は個人番号カード（氏名欄の括弧内又は追記欄に旧氏として旧姓が記載されたものに限る。第2の5及び第3の6において同じ。）を提示させ、申請書等に記載された旧姓が真正なものであることを確認することとする。なお、旧姓の削除に当たっては、旧姓が記載された住民票の写し又は個人番号カードの提示を要しない。

6 手数料

旧姓記載等又は旧姓登録等に係る手数料については、記載事項の変更の届出と同様に取り扱うこととし、手数料の徴収を要しないこととする。

なお、手数料の徴収を要しないのは、旧姓記載等又は旧姓登録等の申出に係る部分のみの取扱いであり、同時に行われる各種手続については従来通り手数料を徴収する必要がある。

第2 技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証への旧姓記載等の運用

1 制度概要

技能検定員資格者証若しくは教習指導員資格者証（以下「資格者証」という。）を受けている者又は資格者証を受けようとする者の申出により、資格者証への旧姓の記載又は資格者証に記載された旧姓の変更若しくは削除（以下第2において「旧姓記載等」という。）を行うものとする。

2 旧姓の記載の方法

資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者が併せて当該資格者証への旧姓の記載を希望する場合又は資格者証の交付を受けた者が当該資格者証への旧姓の記載を希望する場合には、これらの者による申出を受け、別添2のとおり、資格者証の氏名欄に旧姓を使用した氏名を併記することとする。

3 旧姓の変更又は削除の方法

資格者証に旧姓の記載を受けた者が、当該資格者証に記載された旧姓の記載の変更又は当該資格者証からの旧姓の削除を希望する場合には、資格者証の書換えの手続により、変更後の旧姓が記載された資格者証又は旧姓が記載されていない資格者証に書き換えることとする。

4 申請書

旧姓記載等の申出に当たっては、既存の申請書等を適宜活用することとされたい。

5 旧姓確認のための提示書類

旧姓記載等（削除を除く。）を希望する者による申出があった場合、申請書等の提出時に旧姓が記載された住民票の写し、個人番号カード又は免許証（氏名欄の括弧内又は備考欄に旧姓を使用した氏名が記載されたものに限る。第3の6において同じ。）を提示させ、申請書等に記載された旧姓が真正であることを確認することとする。なお、旧姓の削除に当たっては、これらの提示を要しない。

6 手数料

旧姓記載等に係る手数料については、手数料の徴収を要しないこととする。

なお、手数料の徴収を要しないのは、旧姓記載等の申出に係る部分のみの取扱いであり、同時に行われる各種手続については従来通り手数料を徴収する必要がある。

第3 その他運転免許に関する手続における旧姓記載等の運用

1 制度概要

以下2に該当する手続（以下「対象手続」という。）に基づく証明書、処分書等の交付、通知書による通知等（以下「証明書等の交付等」という。）を受けている者又は証明書等の交付等を受けようとする者の申出により、当該証明書、処分書、通知書等（以下「証明書等」という。）への旧姓の記載又は証明書等に記載された旧姓の変更若しくは削除（以下第3において「旧姓記載等」という。）を行うものとする。

2 対象となる手続

運転免許に関する手続であって、次に掲げるもの以外のもの（高齢者講習等の終了

証明書の交付、自動車等の運転禁止処分書の交付、運転免許の効力の仮停止の通知等)。

(1) 免許証の交付等及びマイナ免許証への登録等に関する手続（上記第1に関する手続）

(2) 資格者証の交付等に関する手続（上記第2に関する手続）

3 旧姓の記載方法

(1) 証明書等の交付等を伴う場合

対象手続に基づく証明書等の交付等を受けようとする者が、併せて当該証明書等への旧姓の記載を希望する場合には、当該者による申出を受け、別添3のとおり、氏名欄に旧姓を使用した氏名を併記することとする。

なお、証明書等の氏名欄の余白が小さい場合等において、氏名欄に旧姓を使用した氏名を併記するのではなく、氏名欄に旧姓を併記すること、備考欄等に旧姓を使用した氏名を記載すること等を妨げない。

(2) 証明書等の交付等を伴わない場合

対象手続に係る申請者が、当該対象手続に基づく申請書等の氏名欄に旧姓又は旧姓を使用した氏名を併記して、当該申請書等の提出等を行った場合には、これを認めることとする。

4 旧姓の変更又は削除の方法

証明書等に記載されている旧姓の変更又は削除を希望する者は、再交付又は記載事項の変更の手続により、当該証明書等に記載された旧姓の変更又は削除を行うこととする。

5 申請書

旧姓記載等の申出に当たっては、既存の申請書等を適宜活用することとされたい。

6 旧姓確認のための提示書類

旧姓記載等（削除を除く。）を希望する者による申出があった場合、申請書等に記載された旧姓が真正であることを確認する必要があると認められる場合には、それを確認するために必要な書類として、旧姓が記載された住民票の写し、個人番号カード又は免許証の提示を求めることができるものとする。

なお、旧姓の削除に当たっては、これらの提示を要しない。

7 手数料

旧姓記載等に係る手数料については、手数料の徴収を要しないこととする。

なお、手数料の徴収を要しないのは、旧姓記載等の申出に係る部分のみの取扱いであり、同時に行われる各種手続が手数料の徴収を要する場合については従来どおり手数料を徴収する必要がある。

運転免許証への旧姓記載について

[]内に旧姓を使用した氏名を記載

氏名	日本 花子	[東京花子]	昭和61年 5月 1日生
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
交付	令和01年05月07日 12345		
有効期限		2024年(令和06年)06月01日まで有効	
免許の条件等	眼鏡等		運転免許証
優良	見 本		
番号	第 012345678900 号		
二種	平成15年04月01日		
一類	平成17年06月01日		公安委員会
二種	平成29年08月01日		

「氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名〇〇公委」と記載

備考	[氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名〇〇公委]
以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。 記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
1. 私は、 <u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u> 、移植のために臓器を提供します。	
2. 私は、 <u>心臓が停止した死後に限り</u> 、移植のために臓器を提供します。	
3. 私は、臓器を提供しません。	
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》	
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】	
特記欄:	(自筆署名) _____ (署名年月日) _____ 年 ____ 月 ____ 日

技能検定員資格者証・教習指導員資格者証への 旧姓記載について

第 号

教習指導員資格者証

住 所

氏 名 日本 花子 [東京 花子]

年 月 日生

道路交通法第99条の3第1項に規定する教習指導員としての資格を有する者であることを証明する。

教習指導員資格者証の種類	
--------------	--

[]内に旧姓を使用した氏名を記載

第 号

技能検定員資格者証

住 所

氏 名 日本 花子 [東京 花子]

年 月 日生

道路交通法第99条の2第1項に規定する技能検定員としての資格を有する者であることを証明する。

技能検定員資格者証の種類	
--------------	--

証明書、通知書等への旧姓記載について

停止 仮 禁止 処分 通知書

下記の理由により、あなたの免許の効力
自動車等の運転を 年 月 日か
ら 年 月 日まで仮停止したので通知します。

なお、この処分については、処分を受けた日から起算して5日以内に、本職に対し、弁明をすることができます。また、弁明は、代理人をもつて行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

年 月 日
警 察 署 長 印

住 本 邦 に お け る 住 所	
氏 名	日本 [東京] 花子
免許証 国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付

[]内に
旧姓を使用した氏名
を記載※

※氏名欄の余白等を踏まえ、
旧姓のみを記載、あるいは
備考欄等に旧姓を使用した
氏名を記載すること等を妨
げない。

若年運転者講習通知書

年 月 日

住 所
日本 花子 殿

公安委員会 印

道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる若年運転者講習
を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、若年運転者講習は、この通知を受けてから1か月以内
に限って受けることができます。やむを得ない理由なく若年運
転者講習を受けない場合は、道路交通法第102条の3に規定する
特例取得免許が取り消されることとなります。

若年運転者講習 を行う理由	
若年運転者講習 の場所	
備 考	旧姓を使用した氏名：東京 花子